

会津若松地方広域市町村圏整備組合元請・下請関係適正化指導要綱

(平成 26 年 9 月 30 日決裁)

(平成 27 年 7 月 23 日決裁)

会津若松地方広域市町村圏整備組合元請・下請関係適正化指導要綱（平成 17 年 3 月 30 日決裁）の全部を改正する。

第 1 趣旨

この要綱は、建設工事に携わる元請負人と下請負人との間における対等の協力者としての適正な契約の締結及び施工体制の確立並びに建設工事に従事する労働者の雇用条件の改善等を図るため、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号。以下「適正化法」という。)及び国土交通省で定めた建設産業における生産システム合理化指針(平成 3 年建設省経構発第 2 号の 3。以下「指針」という。)並びに福島県元請・下請関係適正化指導要綱(昭和 57 年 3 月 31 日制定)を基本とし、会津若松地方広域市町村圏整備組合(以下「組合」という。)が発注する建設工事を施工するに当たって、元請及び下請が講ずべき措置について必要な事項を定めるものとする。

(法、適正化法第 1 条)

第 2 定義

- (1) この要綱において「元請」とは、組合から直接工事を請け負った者はもちろん、工事が数次の下請契約により行われる場合は、それに続くすべての下請契約における注文者をいう。
- (2) この要綱において「下請」とは、下請契約における請負人をいい、工事が数次の下請契約により行われる場合は、組合から直接工事を請け負った者からその工事の一部を請け負った者はもちろん、それに続くすべての下請契約における請負人をいう。

(法第 2 条)

第 3 一括下請負の禁止等

一括下請負は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては工事の質の低下、下請の労働者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有するので禁止する。

また、不必要な重層下請は同様に種々の弊害を有するので、避けるものとする。

(法第 22 条第 1 項、第 2 項、適正化法第 12 条)

第 4 下請の選定

元請は、下請の選定に当たっては、その工事の施工に関し建設業法により許可を受けるべきであるにもかかわらず許可を受けていない者又は営業を禁止され、若しくは停止されている者を除くこととする。さらには、施工能力、経営管理能力、雇用管理

及び労働安全管理の状況、労働福祉の状況、下請との取引状況等を総合的に勘案して、優良な者を選定するように努めるものとする。

この場合、少なくとも次に掲げるすべての事項が満たされるよう留意するものとする。

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足る法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払いを起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金不払いを起こすおそれがないと認められること。

(法第 3 条、法第 28 条、法第 29 条の 4)

第 5 下請契約の締結等

1 合理的な下請契約の締結

元請及び下請は、工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容に加えて「請負人は、会津若松地方広域市町村圏整備組合元請・下請関係適正化指導要綱の規定を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項を記載した下請契約書により、下請契約を締結するものとする。

(法第 18 条、法第 19 条)

2 見積期間

元請は、下請契約を締結する以前に、当該下請契約に関する事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請が当該建設工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けなければならない。

(法第 20 条)

3 不当に低い下請代金の禁止

元請は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結してはならない。

また、消費税相当分を計上すること。

(法第 19 条の 3)

4 不当な使用資材等の購入強制の禁止

元請は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請に購入させてその利益を害してはならない。(法第 19 条の 4)

5 下請の意見の聴取

元請は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ下請の意見を聴かなければならない。(法第 24 条の 2)

6 施工条件の配慮

元請は、施工方法、工期について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付けないよう配慮しなければならない。(指針第 4 (1))

7 完成検査の早期実施

元請は、下請からその請け負った工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から 20 日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。(法第 24 条の 4 第 1 項)

8 工事目的物の速やかな引受け

元請は、完成検査を終了した後、下請が申し出たときは、直ちに、当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から 20 日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされている場合には、この限りでない。

(法第 24 条の 4 第 2 項)

第 6 下請代金支払等の適正化

元請は、下請契約により定められた事項を適正に履行し、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

なお、資材業、建設機材又は仮設機材の賃貸業者、運送業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。(指針第 4 (2))

- (1) 前払金の支払を受けたときは、下請に対して、資材の購入、労働者の募集その他下請工事の着手に必要な費用を前払金として支払うように努めること。

この場合、担保措置を必要とするときは、損害保険会社による前払金保証制度が利用できるので当事者で措置すること。(法第 24 条の 3 第 2 項)

- (2) 請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請に対して、支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から 1 月以内で、かつ、できる限り短い期間内に代金を支払うこと。

(法第 24 条の 3 第 1 項)

- (3) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。

(指針第 4 (1))

- (4) 下請工事に必要な資材を元請から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前に、その工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
(指針第4(2))
- (5) 注文者が特定建設業者であり、下請が一般建設業者又は資本金が4,000万円未満の法人である下請契約における下請代金の支払期日は、引渡しの申し出の日(引渡しの日について第5の8ただし書による特約がなされている場合は、その日。以下第6において同じ。)から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定めること。
(法第24条の5第1項)
- (6) 前号の支払期日を定めなかった場合又は引渡しの申し出の日が、前号の規定に違反して支払期日が定められた場合は引渡しの申し出の日から起算して50日を経過する日が、それぞれ支払い期日として定められたものとみなす。
(法第24条の5第2項)
- (7) 前2号の規定により定められた支払期日までに当該下請代金の支払をしなかったときは、引渡しの申し出の日から起算して50日を経過した日から支払いをする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払代金に年14.6%の率を乗じて得た金額を遅延利息として支払うこと。
(法第24条の5第4項)
- (8) 下請代金の支払は、できる限り現金払とするよう努めること。
現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分は、現金払とすること。
(指針第4(2))
- (9) 手形期間は、できる限り短い期間とするものとし、最も長いものであっても90日以内とするよう努めること。
(指針第4(2))
- (10) 一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
(法第24条の5第3項)
- (11) 元請の都合により現金払の約定を手形払に改める場合又は手形期間を延長する場合は、下請がその割引に要する費用又は増加費用は元請が負担するようにすること。
- (12) 下請代金の支払時に、支払に関して発生する諸費用や施工に伴って発生する建設廃棄物の処理費用などを相殺(いわゆる赤伝処理)を行う場合には、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について見積条件や契約書に明記すること。
(法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項)

第7 下請における建設労働者の雇用条件等の改善

下請は、当該下請契約により定められた事項を適正に履行するとともに、次の各号に定める事項について措置するようしなければならない。
(指針別表2)

<雇用・労働条件の改善>

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。

- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用する者にとっては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は、毎月 1 回以上一定日に通貨で、その金額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

<安全・衛生の確保>

- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についての者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における元請及び組合から直接工事を請け負った元請に報告すること。

<福祉の充実>

- (8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。
なお、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (9) 任意の労働補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- (10) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入に努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (11) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

<福利厚生施設の整備>

- (12) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
- (13) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設(食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等)の整備に努めること。

<技術及び技能の向上>

- (14) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

<適正な雇用管理>

- (15) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- (16) 建設労働者の募集は適正に行うこと。
- (17) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

<その他>

(18) 前各号に定める事項のほか、建設業関連法令を遵守すること。

第8 元請の下請に対する指導

1 組合から直接工事を請け負った元請は、適正な工程管理の実施、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労災保険料の適正な納付等を行うとともに、その工事における全ての元請に対して、第3から第6までに定める事項を遵守するよう指導し、かつ、その工事における全ての下請に対して、第7に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

(法第24条の6、指針第6、第7)

2 組合から直接工事を請け負った元請以外の元請は、組合から直接工事を請け負った元請が行う下請に対する指導、助言その他の援助に協力するものとする。

(指針第6)

3 特定建設業者は、その責務を十分認識し、下請保護及び指導に努めるものとする。

(法第24条の6)

第9 元請の遵守事項

(1) 元請は、工事現場における労働災害を防止し、安全で衛生的な下請作業が行えるよう責任者を定め、協議組織を設置する等必要な措置を講じること。

(2) 組合から直接工事を請け負った元請は、第10に定める下請通知書(第1号様式)、第11に定める施工体制台帳(参考様式第1号)及び第12に定める下請報告書(第2号様式)の写しを組合に提出し、また下請に対し、第13に定める再下請通知書(参考様式第2号)を提出しなければならない旨を通知すること。

(3) 組合から直接工事を請け負った元請は、法第24条の7第4項に規定する施工体系図(参考様式第3号)を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

(4) 組合から直接工事を請け負った元請は、工事現場に現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における工事施工の技術上の総括的管理を行うこと。この場合、下記の点に注意すること。

ア 現場代理人は工事現場に常駐すること。

イ 下請契約金額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額をいう。以下同じ。)が3,000万円(建築一式工事にあつては、4,500万円。以下同じ。)以上になる場合は、監理技術者を置き、それ以外の場合は主任技術者を置くこと。

(法第26条第1項、第2項)

ウ 請負金額が2,500万円(建築一式工事にあつては5,000万円。以下同じ。)以上になる場合の主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者であること。

(法第26条第3項)

エ 監理技術者は監理技術者資格者証の交付を受けた者であること。

(法第26条第4項)

オ 主任技術者、監理技術者は現場代理人と兼ねることができること。

- (5) 組合から直接工事を請け負った元請以外の元請は、工事現場に主任技術者を置き、工事現場における工事施工の技術上の管理を行うこと。なお、請負金額が2,500万円以上になる場合の主任技術者は、工事現場に専任の者であること。

(法第26条第1項、第3項)

第10 下請通知書の提出

- 1 組合から直接工事を請け負った元請は、請負金額130万円超の工事について下請のあったものについては、全ての下請契約に係る契約書の写しを添付して、速やかに下請通知書を組合に提出するものとする。
- 2 下請通知書の記載事項に変更があったときは、変更後における事項を記載したものを、変更があった日から7日以内に組合に提出するものとする。
- 3 組合は必要に応じ、請負金額130万円以下の工事についても下請通知書の提出を求めることができる。

第11 施工体制台帳の写しの提出

- 1 組合から直接工事を請け負った元請は、施工体制台帳を作成して工事現場ごとに備え置くとともに、共通仕様書に規定する施工計画書の提出と同時に、施工体制台帳の写しを組合に提出するものとする。

(法第24条の7第1項、適正化法第13条第1項)

- 2 施工体制台帳には、発注者との契約書の写し及び全ての下請契約書の写し並びに主任技術者又は監理技術者（全ての下請負を含む。）の資格及び雇用関係を証するものの写し、専門技術者を置いた場合にはその資格及び雇用関係を証する書面の写し、並びに工事担当技術者台帳（監理技術者、主任技術者（全ての下請けを含む。））及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載したもの。参考様式第4号）を添付するものとする。
- 3 施工体制台帳の記載事項に変更があったときは、変更があった日から7日以内に変更後における事項を記載したものを組合に提出するものとする。

第12 下請負報告書の提出

- 1 組合から直接工事を請け負った元請は、請負金額500万円以上の工事について下請のあったものについては、工事完成検査後2月以内に下請負報告書を組合に提出しなければならない。
- 2 組合から直接工事を請け負った元請は、工事の施行又は管理について、著しく不相当と認められる下請がなされていると認められる工事については、組合が提出を求めた日から14日以内に下請報告書を提出しなければならない。

第13 再下請負通知書の作成

- 1 組合から直接工事を請け負った元請は、下請契約金額が3,000万円以上になる場合において、下請が他の建設業を営む者に工事の一部を請け負わせたときは、再下請負通知書を提出しなければならない旨を下請に通知し、またその旨の提出案内を現場内の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 2 元請は、下請が他の建設業を営む者に工事の一部を請け負わせる都度、再下請負通知書を提出しなければならない旨を下請に通知するとともに、作成された再下請

負通知書に下請とその直下の業者との契約書の写しを添付して組合から直接工事を請け負った元請に対して提出しなければならない。

(法第 24 条の 7 第 2 項)

第 14 実態調査及び調査結果による措置等

組合は、契約金額 500 万円以上の工事について、別に定める「施工プロセスのチェックリスト」に基づき施工技術者の設置の状況や工事現場の施工体制等について調査し、法、適正化法、この要綱等に違反する事実があった場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第 15 組合の指導・助言等

組合は、この要綱の適正な施行を確保し、その趣旨の徹底を図るため、次の各号に定める措置をとるものとする。

- (1) この要綱の遵守に関し、元請に対する必要な指導又は助言
- (2) 前号のほか、この要綱に定める事項に違反し、工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合において、必要があると認められるときにおける元請に対する調査及び是正、その他必要な措置を講ずるための指示
- (3) 元請又は下請が前号の指示に従わない場合又は指示した事項に関する措置の結果が適切でない場合における入札参加停止基準に照らした適切な措置

(法第 41 条、法第 42 条、法第 42 条の 2)

第 16 補則

この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に組合が発注する建設工事に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津若松地方広域市町村圏整備組合元請・下請関係適正化指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に契約を締結する工事から適用し、同日前に契約を締結する工事については、なお従前の例による。